

困ったときは相談してください

香川県の相談窓口

発達障害者支援センター『アルプスかがわ』

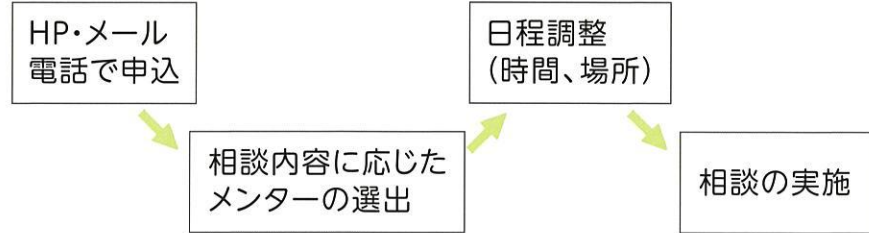
- 高松市田村町1114
- 利用時間：平日（月～金）9時～17時
- ①電話相談：087-866-6001
- ②来所相談、訪問相談（要予約）087-866-6001
※家庭での対応、進路選択や就労についての相談を受けます。
※相談内容から支援方針を検討し、情報提供を行います。

発達障害のある方の
就学前から就労までの
相談に対応します。



NPO法人ペアレントメンターかがわ

- 善通寺市生野町796-1
- 相談の申し込みの流れ



- 電話受付：080-2987-8304
- 相談専用メールアドレス：nakama@pmentor-kagawa.org
- HPアドレス：http://www.pmentor-kagawa.org
※メンターとは・・・信頼できる相談相手という意味です。
どんなことでも気軽にご相談下さい。
※相談者の居住地にメンターが伺います。

保護者にとっての信頼
できる相談相手として
悩みに寄り添います。



香川県教育センター 教育相談課

- 高松市郷東町587-1
- ①電話相談
 - ・子育て電話相談：087-813-2040 9時～21時（通年）
 - ・24時間いじめ電話相談：087-813-1620 24時間（通年）
 - ・子どものネットトラブル相談：087-813-3850
月～金曜日 9時～17時（祝日・年末年始を除く）
- ②来所相談（要予約）：087-813-0945
月～金曜日 9時～17時（祝日・年末年始を除く）
第2・4土曜日 13時～17時（祝日・年末年始を除く）
- ③メール相談：kesoudan@kagawa-edu.jp
- ④FAX相談：087-881-3272
*メール相談、FAX相談の返信には時間がかかることがあります。

子どもや保護者の
学校・家庭教育に関する
相談に対応します。



- 視線が合いにくい
- 周りの世界に無関心
- 会話がうまくできない
- 暗黙のルールが分からない
- 興味の対象が独特
- 体の使い方がごちなく不器用
- 言葉の発達に遅れが見られる



- 話題がとびやすく思いつくままに話す
- 文字を正確に読むことが苦手
- ひらがな、カタカナ等を書くことが苦手
- 集団の指示を聞き取りにくい
- 計算が苦手



- おしゃべりが止まらない
- 待つことが苦手
- 約束や決まりごとが守れない
- 同じ間違いを繰り返す
- 集中力が続かない



一人で悩まないでください

お子さんのこのような行動や状況は、育て方のせいではありません。お子さんのせいでもありません。このリーフレットは、子育てをみんなで支えあうための、ご家庭での工夫や相談機関のサポートについてご紹介します。

子育ての困りごと ありませんか？

それぞれのお子さんに合った接し方や
サポートをすることが大切です。

香川県教育委員会事務局 特別支援教育課

どうしたらいい?

ご家庭で工夫できる接し方

肯定的に具体的に伝えましょう



●否定的な言葉ではなく、具体的に、短い言葉で伝えるようにします。

「それはダメ」と否定するのではなく、どうするとよいかを伝えましょう。

うるさい!..... → 病院では小さな声で話します。

早くして!..... → 時計の長い針が「12」になったら出かけます。

走ったらだめ!..... → お店の中では歩きます。

●写真や絵などで示しながら伝えましょう。

●1日の活動の流れや、予定の変更を事前に伝え、見通しを持てるようにしましょう。

できたことを褒めましょう

●できたことは大げさになってもいいので、はっきり分かりやすく褒めます。また、やってみようと思えるように、ごほうびとして言葉かけやスキンシップを行う方法もあります。できなかったことは叱るのではなく、対処法を教えたり、一緒に考えたりします。



ご家庭で工夫できる環境の整え

困っているお子さんの中には、感じ方(感覚)に特徴がある方が多くいます。お子さんが苦手なものとうまに向き合えるよう、安心できる環境を作りましょう。

感覚の過敏さ

(例)

●特定の音を過度に嫌がる

→音が聞こえすぎたり、特定の音が痛く感じたりする場合があります。イヤーマフなどを活用しましょう。

●乗り物の中のおいや食べ物のおいを嫌がる

→マスクをしましょう。

●服を着ることを嫌がる

→タグや生地が痛く感じる場合があります。

タグを切ったり、好きな生地を探したりして心地よく着られる服を何枚か用意しましょう。

●冷たい水やシャワーを嫌がる

→水を痛いと感じているかもしれません。濡れタオルを活用しましょう。



家庭以外にも

様々な制度やサービスがあります

子育てや就学等に関して、お子さんや保護者の方を支援する様々な制度やサービスがあります。

子どもの支援

児童発達支援 (乳幼児～就学前)

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学段階の障害のある子どもを対象に、日常生活の基本的な動作の指導等の必要な支援を行います。



放課後等デイサービス (就学後～18歳まで)

集団生活への適応のための専門的な支援や生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。



就職 (ハローワーク等)

子育て世代包括支援センター (子育ての困りごとや お子さんのこと全般)



相談支援事業所 (障害福祉全般)

日常生活の相談支援のほか、必要な支援を提供するため、関係機関と連携を図ります。

保護者の支援



相談・ペアレントメンター・ペアレントプログラム等

小・中学校・高等学校(公立)

お子さん一人一人に合った学びや支援ができるよう、様々な学びの場があります。お子さんや保護者の意見、専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえ、就学先を決定します。就学した後でも、お子さんの状況等により柔軟に転学することは可能です。



通常の学級

通常の学級においても、配慮を必要とする児童生徒のために、授業方法等を工夫して分かりやすい授業を行っています。

通級による指導

普段は、在籍している通常の学級で授業を受け、学習上又は生活上の困難など特性に応じて、別の場で特別の指導を行います。

特別支援学級

障害の種別ごとに置かれる少人数の学級です。障害のある児童生徒一人一人に応じた指導を行っています。

特別支援学校

障害の程度が比較的重い児童生徒を対象とし、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るための教育を行います。